

# スーパーシティ区域の指定に関する参考資料

---

令和2年12月  
(令和3年2月修正)

# 「スーパーシティ」構想の概要

住民が参画し、住民目線で、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。

## 【ポイント】

### ① 生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスの提供

AIやビッグデータなど先端技術を活用し、行政手続、移動、医療、教育など幅広い分野で利便性を向上。

### ② 複数分野間でのデータ連携

複数分野の先端的サービス実現のため、「データ連携基盤」を通じて、様々なデータを連携・共有。

### ③ 大胆な規制改革

先端的サービスを実現するための規制改革を同時・一体的・包括的に推進。



(\*1) API :Application Programming Interface 異なるソフト同士でデータや指令をやりとりするときの接続仕様

# スーパーシティの制度的枠組み（国家戦略特区法等）

国家戦略特区法：令和2年6月3日公布、9月1日施行  
国家戦略特区基本方針：令和2年10月30日一部変更

閣議決定 国家戦略特区基本方針（第5条）

※スーパーシティ区域の指定基準等

政令改正 国家戦略特区指定（第2条第1項）

※スーパーシティ区域を政令で指定

総理決定 国家戦略特区区域方針（第6条）

※政令で指定したスーパーシティ区域における事業等の方針

区域計画の案（通称：基本構想）の作成（第8条）

- ・区域の名称
- ・スーパーシティ事業（住民等の共同の福祉又は利便増進を図るデータ連携基盤整備事業を含むものに限り）の内容及び実施予定主体
- ・先端的区域データ活用事業活動に必要と見込まれる特例措置
- ・経済的社会的効果等

総理認定

データ連携基盤整備事業に係る区域計画（第8条）

・行政機関等が保有するデータの提供の「求め」（安全管理基準を満たす者に限り）

## ■ 規制所管大臣に対する新たな規制の特例措置の求め

- 区域会議は、先端的区域データ活用事業活動の実施に際し、内閣総理大臣に対し、住民その他の利害関係者の意向を踏まえた区域計画案を添えて、内閣府令で定めるところにより（住民合意を証する書面、必要に応じ条例による規制改革の案を添付）、新たな規制の特例措置の整備を「求め」ることができる。
- 内閣総理大臣は、当該規制の所管大臣に新たな規制の特例措置の検討を要請する。規制所管大臣は、特例措置を講ずるか否かについて、特区諮問会議の意見を聴いた上で、遅滞なく通知・公表するものとする。
- 特区諮問会議は、必要に応じ、規制所管大臣に対し勧告することができる。

（地方事務の場合）

■ 条例による特例措置の実現

（国事務の場合）

■ 新たな規制の特例措置の追加

複数の特例措置を一括かつ迅速に実現

## ①スーパーシティ区域の指定基準

- (i) 複数分野の先端的サービスの提供（概ね5分野以上を目安）
- (ii) 広範かつ大胆な規制・制度改革の提案と、先端的サービス等の事業の実現に向けた地方公共団体、民間事業者等の強いコミットメント
- (iii) 構想全体を企画する者である「アーキテクト」の存在
- (iv) 地方公共団体の公募による必要な能力を有する主要な事業者候補の選定
- (v) 地方公共団体による区域指定応募前の住民等の意向の把握
- (vi) データ連携基盤の互換性確保及び安全管理基準適合性
- (vii) 住民等の個人情報への適切な取扱い

## ②基本構想に関する住民等の意向の反映・確認

- ・ 基本構想の作成に当たっての住民等の意向の反映  
区域会議が、協議会、区域に係る議会の議決、区域の住民の投票その他から、適切な方法を選択
- ・ 基本構想の内閣総理大臣への提出前の住民等の意向の確認  
区域会議が、住民を対象とした投票によってその意向を確認することを基本としつつ、必要に応じ、追加的な意向確認の手続きを実施

## ③スーパーシティの実現に向けた支援措置

- ・ スーパーシティにおける先端的サービスの開発・インフラ整備等に、関係府省庁の事業を集中投資

「スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会」の設置等について

令和2年12月21日  
国家戦略特別区域諮問会議

1. 国家戦略特別区域諮問会議令（以下、「諮問会議令」という。）第2条第1項に基づき、国家戦略特別区域諮問会議に、スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会（以下、「専門調査会」という。）を設置する。
2. 専門調査会は、スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する調査・検討を行い、国家戦略特別区域諮問会議に報告する。  
(主な調査・検討事項)
  - ・地方公共団体からの区域指定に係る提案に関する調査
  - ・国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）第三1. ③「国家戦略特区の指定基準」に従った「区域指定の原案」の検討
3. 諮問会議令第1条第1項に基づき、国家戦略特別区域諮問会議に、上記に関する調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

## 令和2年

- 9月1日 改正国家戦略特区法 施行（制度的枠組み等）
- 10月30日 国家戦略特区基本方針 改正（区域の指定基準等）
- 12月21日 国家戦略特区諮問会議（専門調査会の設置等）
- 12月25日 スーパーシティ公募

## 令和3年

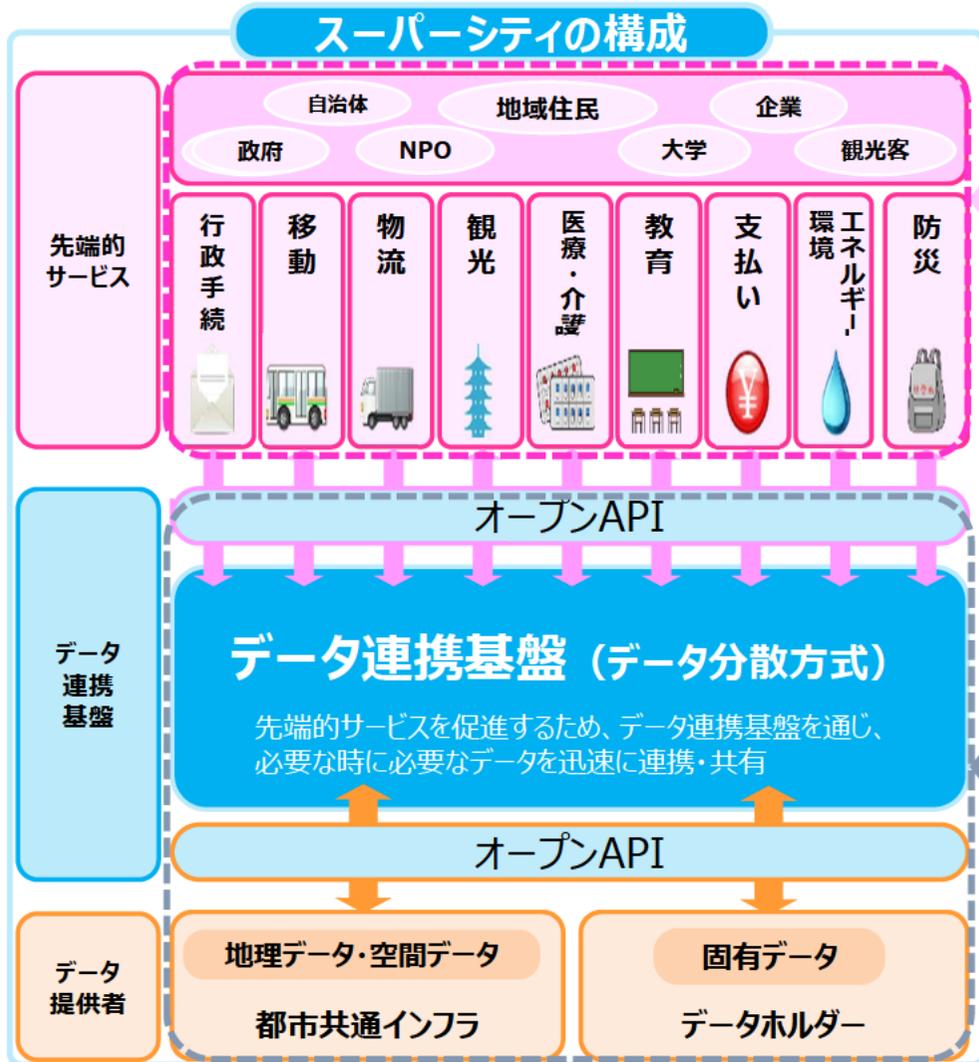
- ~~3月26日~~ 公募締切
- 4月16日
- 4月以降 専門調査会（区域指定の原案の検討）
- 国家戦略特区諮問会議（区域指定の案の意見具申）
- 政令閣議決定（区域指定）

# スーパーシティに関する予算措置（案）

令和2年度第3次補正予算（案） 7億円（1、2①、2③）  
 令和3年度当初予算（案） 3億円（2②、3）



➤ 複数分野のデータ連携と先端的なサービスの提供により**未来の生活を先行実現するスーパーシティ構想を強力に推進**するとともに、その先駆的事例の全国への横展開等を通じ、我が国喫緊の課題である**デジタル化、規制改革を加速**する。



**1. 先端的サービスの開発・構築**

・複数分野にわたる先端的サービスの構築に向けた実証調査等を実施

※個別分野のサービスの構築、施設・インフラの整備等については、**関係府省庁事業の集中投資**により、自治体等を支援。

**2. データ連携基盤の整備、データ活用の推進等**

①国がデータ連携基盤の共通モデルを整備

②国の共通モデルに従った各区域のデータ連携基盤の構築について、国が自治体等を支援

③オープンデータのAPI化等によるデータの利活用の推進

**3. 基本構想の作成等**

- ・基本構想の作成等について、国が自治体等を支援
- ・シンポジウム、国際会議の開催等